

「第 2 期鎌倉市地域福祉計画」策定の進め方について

1 策定方針

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する本市においては、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」を計画に盛り込む。

2 根拠法令

・社会福祉法

社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として策定する。法において、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられている。

3 計画見直しに係る視座

- (1) 共生社会の推進
- (2) 孤独・孤立対策
- (3) ケアラーを含む生活や住まいに関する課題を抱える市民への総合的かつ包括的な支援の取組
- (4) 地域福祉活動にかかる人材や場の確保
- (5) 事前防災の視点に立った防災と福祉の連携

4 推進体制

(1) 庁内連絡会

鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会設置要綱に基づき、庁内関係部署の次長級職員が集まり、地域福祉計画の推進、見直し及び策定に関し議論を行う。

関係部署：共生共創部、総務部、市民防災部、こどもみらい部、健康福祉部、環境部、まちづくり計画部、都市景観部、都市整備部、教育文化財部及び消防本部

(2) 地域福祉計画推進委員会

学識・有識者（地域福祉分野、こども分野）、公共的団体による推薦者（高齢分野、障害分野、住民自治分野、地域福祉分野）、市民委員、臨時委員（ケアラー支援に関する施策の審議・調査のため）

(3) 市民懇談会

9 地区でワークショップを実施。

5 主な作業スケジュール

- (1) 社会動向の整理、本市の各種データや関連法改正等の整理
- (2) 地域福祉推進のための現状と課題の整理、各地区・地域の特性の整理
- (3) 計画骨子案の作成
- (4) 市民・福祉関係団体等へのアンケート調査
- (5) 地区別市民懇談会（ワークショップ）
- (6) 計画素案（基本方針、体系図、具体的な施策、進捗管理・指標等）の作成
- (5) パブリックコメント実施
- (6) 計画案の作成・確定